平成２９年（フ）第８８号
広島県福山市新市町大字下安井815番地４
債務者　松本　　稔
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　甲賀　隆博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月13日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７７号
福岡県久留米市津福今町678番地４　ＱＵＥＥＮ’Ｓ　ＰＡＲＫ102号、前住所福岡県八女郡広川町大字水原138番地23
債務者　林　　友和
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　兵頭　充紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第６０７号
堺市東区日置荘西町１丁20番22―202号、前住所堺市美原区北余部８番地18
債務者　白石　清司
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
兵庫県西宮市屋敷町５－６、住民票上の住所神戸市北区上津台３丁目３番20号
債務者　堀井　洋治
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒田　修輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０９号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目２番１―402号レジデンスひまわり
債務者　下里　良祐
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　正夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台10番11号公住109―428
債務者　織田　　進
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
北海道沙流郡日高町富川北７丁目４番２－３号
債務者　小山内龍一郎
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目６番40号　シャトレみゆき101
債務者　坪田　幸治
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
仙台市太白区郡山４丁目２番25―201号
債務者　大村　浩志
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
仙台市青葉区荒巻中央18番14号
債務者　西山　文江
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
茨城県水戸市袴塚１丁目７番３―101号　サンシャイン袴塚Ｂ棟、前住所茨城県水戸市大工町２丁目５番４―505号　宮作ビル
債務者　飯高　尚子
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８２号
茨城県笠間市鯉淵6612番地86　コーポディア101、前住所茨城県笠間市鯉淵6530番地68　プラッツハイム202
債務者　持永　絢子
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８４号
茨城県鉾田市鉾田2143番地
債務者　渡辺　英司
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８６号
茨城県那珂郡東海村大字須和間2003番地27
債務者　飯島　理恵
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９３号
茨城県ひたちなか市大字田彦697番地１
債務者　鹿志村早苗（旧姓尾﨑・宇留野）
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１２号
茨城県水戸市松が丘１丁目３番25―104号トップコート
債務者　鈴木　　和
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０７号
茨城県土浦市烏山４丁目2065番地２　市営南ケ丘住宅205号棟228号室
債務者　飯野　　博
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係